#### 公示

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)の 変更の事前届出について

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)の変更の事前届出について、下記のとおり要件を定めたので、公示する。

平成17年4月28日

中部運輸局静岡運輸支局長 近藤 周二

記

- 1 事前届出書の様式及び添付書類
- (1) 事前届出書の様式は、別紙1とし、次に掲げる書面を添付するものとする。
  - ① 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力(面積及び収容余力(余裕面積)) を示す書面
  - ② 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
- ③ 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には車両の収納状況を示す平面図等の書面 (2) 当該届出が増車の届出の場合には、次に掲げる書面を添付するものとする。
  - ① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示 (平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し)
  - ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の 運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)
  - ③ 増車する予定の自動車(代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。)が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。)である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し
- 2 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長 あて提出するものとする。

3 事前届出書の受理等

届出書の受理に当たっては、1の添付書類の有無を確認するとともに、以下のいずれかに該当することとなる場合には、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、事業の改善命令(別紙2様式例による。)の対象となる旨を説明し、必要な手続きを行った上で届出を行うよう指導することとする。

- (1) 当該届出が増車の届出であって、届出者が当該届出に係る営業所における一般貸切 旅客自動車運送事業について道路運送法及びこれに基づく命令の違反により輸送施設 の停止以上の処分を受け、増車実施予定日において当該処分期間が終了していないと き。
- (2) 既に認可を受けた自動車車庫の収容能力では、当該届出後の事業用自動車のすべてを収容することができないと認められるとき。
- (3) 営業所ごとに、配置車両数によって義務づけられる人数以上の有資格の運行管理者が選任されていないと認められるとき。
- (4) 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附則(平成17年4月28日付け静運支局公示第2号制定)

この公示は、平成17年6月1日以降に届出を受け付けたものから適用する。

附則(平成28年9月30日付け静運支局公示第1号改正)

この公示は、平成28年11月1日以降に届出を受け付けたものから適用する。

# 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画 (事業用自動車の数)変更事前届出書

平成 年 月 日

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

住所 氏名又は名称 代表者名 (連絡先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定により届出いたします。

氏名又は名称及び 住所並びに 代表者氏名								
変更しようとする事項	営業所	ことに置	配置する	る事業月	業用自動車の数			
増車(減車)実施予定日 	平成	年	月	П	【 <b>静岡運輸支局押印欄</b> 】 整備担当確認印 輸送·監查担当受付印			
					※点検整備記録簿(写) の添付を要する場合のみ			

#### 【添付書類】※増車の届出の場合

• 損害賠償能力に係る添付書類

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し)

- 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)
- 増車する予定の自動車(代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。)が中古車(新車新規登録を受ける 自動車以外の自動車を言う。)である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

(単位:両)

(T- A-113)								
新旧の別	新			IΒ				
内 訳	大	中	小		大	中	小	
	型	型	型	計	型	型	型	計
営業所名	車	車	車		車	車	車	
合 計								_

### 増減車両の明細

増車・ 減車の別	所属営業所	初度登録 年月	車名	型式又は 登録番号	車台番号	乗車定員	車両全長	車両幅
							_	-
							_	_

## 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所	自動車車庫の位置	1以谷配刀(M)	増車後に必要となる 面積(㎡)

一般乗合旅客自動車運送事業に係る道路運送法第31条第1号の規定に 基づく事業計画の変更命令書(様式例)

> 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 殿

貴社が経営する一般乗合旅客自動車運送事業について、下記のとおり事業計画の変更を命ずる。 なお、平成 年 月 日までに下記の事業計画変更が行われない場合には、さらに道路運送法 第40条第1号の規定に基づく措置を講じることがあることを申し添える。

記

- 1. 変更すべき事業計画事項
- 2. 変更を命ずる理由

平成 年 月 日

国土交通大臣 OOOO 又は OO運輸局長 OOOO